

思わず伝えたくなる

# 「消費者市民社会」の話

「買う・支払う・使う・捨てる」の4ステップで育てる消費者市民の芽

(公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 消費者教育委員会  
TEL : 03-6434-1125  
E-mail : nacs-shokyo@nacs.or.jp  
HP : http://nacs.or.jp

## テキスト



### ステップ1 「買う」

<商品・サービスを購入する～契約の基本～>

契約の基本 (消費者の権利と義務)、消費者を支援する特別法の背景(情報の非対称性)、契約を「解除できる・できない」の違いについて学習します。

### 【消費者市民社会の芽】

その1  
消費生活センターに相談することの意義を学ぼう!

### ステップ2 「支払う」

<支払方法の多様化とクレジットカード>

販売方法と支払方法の多様化、クレジットカード(仕組み、リボ払い、会員契約)、多重債務について学習します。

### 【消費者市民社会の芽】

その2  
仕組みを知ろう!

### ステップ3 「使う」

<使う時のことを考えた買い物>

商品購入の視点、安全に関する表示、誤使用と製品事故(取扱説明書、PL法)について学習します。

### 【消費者市民社会の芽】

その3  
情報を提供しよう!

### ステップ4 「捨てる」

<商品の一生を考えたエシカル消費>

商品の製造過程や廃棄までの商品の一生を通じて、人や社会、環境に与えている環境を考えた消費行動について学習します。

### 【消費者市民社会の芽】

その4  
関心をもって調べよう!

### エピローグ

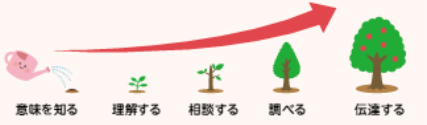
<消費者市民としての行動で社会を変える>

「消費者の権利と責任」から消費者市民社会について学習します。

### 【消費者市民社会の芽】

その5  
周りの人に伝えよう!

### ●消費者市民の芽を育てよう



## 指導書

テキストのステップに合わせた指導法を解説します!

### ◆ 授業で使える一目でわかるテキスト解説

授業で使える一目でわかるテキスト解説

ステップ1 商品・サービスを購入する～契約の基本～

**〈キーワード〉**  
● 契約とは  
● 契約の成立時点  
● 契約自由の原則

**民法による契約の原則**  
消費者として毎日契約して生活していることに気付かせよう。民法の契約の基本的な考え方は「お互いに対等」であるため、契約内容は自由に決めることができる。一度成立した契約は強い拘束力を持ち、責任が伴うことを伝える。

**〈キーワード〉**  
● 特定商取引法  
● 訪問販売  
● 電話勧誘販売  
● クーリング・オフ

**ステップ1 商品・サービスを購入する～契約の基本～**  
一方的に契約を定めることができる

●クーリング・オフができる場合(例)  
クーリング・オフ制度は、消費者を保護するために設けられた制度で、商品を購入してから一定期間内に限り、商品も返金してもらい契約を解除する権利があります。

**身近にある契約**  
身近には、法的拘束力がある契約と法的拘束力がない契約があります。下の①～⑤は契約でしょうか。

①ICカードを使って電車に乗る。 ②家族に小遣いのアップをお願いする。 ③パン屋でパンを買う。 ④アパートを借りる。 ⑤インターネットでゲームのアイテムを買う。

契約はどのように成立するの?

- ◆ 授業で使える一目でわかるテキスト解説
- ◆ 指導者のための知っておきたい知識
- ◆ アクティブラーニング解説
- ◆ 授業展開例/ワークシート

### ◆ ワークシート

ワークシート

ステップ1 商品(サービス)を購入する～契約の基本～

月 日( ) 年 組 名前

**身近にある契約**

下の①～⑤のうち、契約であるものに○、契約でないものに×を付けましょう。

① ICカードを使って電車に乗る。 ② 家族に小遣いのアップをお願いする。 ③ パン屋でパンを買う。 ④ アパートを借りる。 ⑤ インターネットでゲームのアイテムを買う。

( ) ( × ) ( ) ( ) ( )